

# 売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第25条、第26条及び京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第19条から第22条までに規定する売買参加者の承認等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (資格要件)

第2条 条例第25条第3項第4号に規定する売買参加者として必要な知識、経験は、次のとおりとする。

- (1) 京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における売買取引について必要な知識を有すること。
- (2) 民法が定める成年であること。
- (3) 申請時において、申請に係る事業を2年以上営業していること。

2 条例第25条第3項第4号に規定する売買参加者として必要な資力信用は、次のとおりとする。

- (1) 食肉の年間売上金額が1,000万円以上の額で、かつ業務資金を60万円以上有していること。なお、年間売上金額の対象年度は、申請日の属する年度の前年度とする。
- (2) 申請者が市場関係事業者に対して、著しく遅延した支払債務を有していないこと。
- (3) 税法に基づく納税義務を遂行していること。

## (店舗・施設)

第3条 規則第19条第3項第1号から第3号に規定する店舗・施設とは、食品衛生法に基づく営業許可を受けた、衛生上適当と認められる店舗・施設をいう。

## (申請に必要な書類)

第4条 規則第19条に規定する申請書に添付する書類のうち、その他市長が特に必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書
- (2) 税法に基づく確定申告書の控え
- (3) 納税証明書（府市民税）
- (4) 申請者（法人にあっては代表者）の写真2枚（正面向き、上半身、無帽、3cm×2.4cm）
- (5) 食品衛生法に規定する営業許可を受けたことを証明する書面の写し

2 規則第19条に規定する申請に係る様式は、次のとおりとする。

- (1) 規則第19条に係る申請書兼誓約書（法人用） 第1号様式
- (2) 規則第19条に係る申請書兼誓約書（個人用） 第2号様式
- (3) 履歴書 第3号様式
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 第4号様式

- (5) 財産目録 第5号様式
- (6) 事業計画書 第6号様式

(実態調査)

第5条 市長は申請に係る店舗の実態調査を必要に応じて行うものとする。

(せり参加者)

第6条 規則第18条に規定するせり参加者は、売買参加者の役員又は使用人でなければならない。

2 売買参加者がせり参加者の承認申請に必要な書類は次に掲げるものとする。

- (1) せり参加者承認申請書 第7号様式
- (2) 履歴書 第2号様式
- (3) 申請者の写真2枚（正面向き，上半身，無帽，3cm×2.4cm）

(承認の取消し等)

第7条 条例第26条に規定する売買参加者として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは，次のとおりとする。

- (1) 買受代金の支払いを怠ったことにより売買差止め処分を受け，その日から起算して1月以内に支払いを完了しなかったとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったことによる売買差止め処分が1年に3回に及んだとき。
- (3) 過去5年間第二市場で卸売を受けず，かつ届出の住所地での営業が確認できないとき。

(その他)

第8条 売買参加者及びせり参加者の承認について，この要綱によることが困難な場合は，その都度市長がその取扱いを定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成10年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成17年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年6月21日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の登録について適用し，同日前に受けた登録については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の売買参加者及びせり参加者の承認等取扱要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の登録について適用し，同日前に受けた登録については，なお従前の例による。